

東京学芸大学教員選考規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平22年 7 月15日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

平成22年規程第26号

東京学芸大学教員選考規程の一部を改正する規程

東京学芸大学教員選考規程（平成16年規程第15号）の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

東京学芸大学教員選考規程の一部改正について

改正理由：選考調書の教育業績欄について整理を行うため、所要の改正を行うものである。

改 正 (案)	現 行
〔省略〕 様式第 1 開設番号 教 員 候 補 者 選 考 調 書 〔省略〕 Ⅲ 教育業績 1 教育歴の内容 2 <u>指導の状況</u> 3 <u>授業公開等の実績</u> <u>4</u> 作成した教科書や教材等 <u>5</u> 教育に関する執筆・発言等 <u>6</u> 教育に関する社会的貢献 <u>7</u> 教育に関する受賞等 8 <u>教育に関する実務経験</u> 9 その他の<u>教育実績及び</u>特記事項 〔省略〕	〔省略〕 様式第 1 開設番号 教 員 候 補 者 選 考 調 書 〔省略〕 Ⅲ 教育業績 1 教育歴の内容 2 <u>職務の状況</u> 3 <u>教育上の実績</u> <u>4</u> <u>教育方法の工夫・改善</u> <u>5</u> 作成した教科書や教材等 <u>6</u> 教育上の能力に関する評価 <u>7</u> 教育面での社会的貢献 8 <u>実務経験に関する特記事項</u> 9 その他<u>教育上の</u>特記事項 〔省略〕

附 則

この規程は、平成22年7月15日から施行し、施行日以後に教員適格者選考委員会を開設したものから適用する。